

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充てる経費内容 ③算定額(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業等物価高騰対策支援事業	①物価高が続く中で介護サービス事業等への負担を軽減し、安定した事業運営を維持できるよう支援する。 ②介護サービス事業等への補助金 ③訪問系事業所：一律50,000円 ・通所系事業所：アとイの合計額 ア 50,000円 イ 令和6年10月～令和7年3月のいずれかの月における1日あたり平均利用者数に1,000円を乗じて得た額 ・入所系事業所：アとイの合計額 ア 50,000円 イ 令和6年10月～令和7年3月のいずれかの月における1日あたり平均利用者数に3,000円を乗じて得た額 ・一般常用旅客自動車運送事業者(福祉運送営業限定)：一律50,000円 【介護サービス事業所】 訪問系事業所【31事業所】：1,550,000円、通所系事業所【26事業所】：1,755,000円、入所系事業所【26事業所】：3,498,000円 【障害福祉サービス事業所】 訪問系事業所【9事業所】：450,000円、通所系事業所【13事業所】：805,000円、入所系事業所【9事業所】：585,000円 【一般常用旅客自動車運送事業者(福祉運送営業限定)】【11事業所】550,000円 ④介護サービス事業所等	R7.4	R7.11
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等における物価高騰対策事業	①物価高が続く中で、私立の保育施設及び放課後児童クラブにおける運営経費増の影響を緩和し、安定的な運営を確保するとともに、保護者の負担軽減を図るもの。 ②私立の保育施設及び放課後児童クラブへの補助金 ③【基準単価】児童1人/月(燃料費は1台/月) 保育施設：給食費300円、光熱費200円、燃料費2,350円 放課後児童クラブ：給食費60円、光熱費40円、燃料費2,350円 保育施設(7施設)4,065,600円/放課後児童クラブ(1施設)104,400円=4,170,000円 ④私立の保育施設及び放課後児童クラブ	R7.4	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	防犯対策緊急支援事業	①物価高が続く中で、町内や近隣地域において、生活を脅かす強盗事件などの犯罪が発生している現状を踏まえ、各世帯等が自衛手段として購入する防犯用品に対する補助を実施し、安全・安心な地域の構築を図る。 ②防犯カメラ・カメラ付きインターホン・センサーライト・防犯フィルム・補助錠購入者への補助金 ③20,000円(上限)/世帯×374世帯=7,480,000円 20,000円(上限)/行政区×26区=520,000円 ④町民及び行政区 なお、補助対象とする防犯カメラ等は、昨今の防犯意識の高まりを踏まえたと防犯対策強化のため緊急に設置の必要があり、やむを得ない事業である。	R7.4	R7.7
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	麦次期作支援事業	①物価高が続く中で、麦種子価格が高騰し、生産者の営農継続の安定性が危惧されているため、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、農業生産力の継続的維持を図る。 ②麦生産者への補助金(用途の特定あり) ③麦種子総重量40,000kg×補助単価100円=4,000千円 【補助単価：麦種子平均単価418円/kg×補助率1/4=100円】 ④麦生産者(JAを通じて麦生産者へ補助)	R8.2	R8.3
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰緊急対策事業	①物価高が続く中で、飼料価格が高騰し、畜産農家の営農継続の安定性が危惧されているため、配合飼料購入費の補助を実施するとともに、高騰する配合飼料の使用低減の取組として自家利用の飼料耕作者に対して奨励金を交付し、営農継続に向けた支援を行う。 ②町内畜産農家への補助金 ③【配合飼料購入費補助】 助成金(1トン当たり) 豚1,455円 乳用牛1,371円 肉用牛1,516円 【R3.4～R4.3の平均価格からR6.8、9の平均価格を差し引いた金額を算出 補助単価1,470円×町内畜産農家の配合飼料推定購入量2,721t=4,000,000円 【奨励金】 予算額500,000円の範囲内で自家利用飼料(WCS,飼料用麦、牧草)奨励金を経営体の規模に応じて交付する。 ④町内畜産農家	R7.6	R8.1
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	賃上げ促進支援金事業	①物価高が続く中で、好循環経済環境を目指した所得の向上を図るため、群馬県と協働して賃上げを行った企業に対して支援金を交付し、賃上げの促進を図る。 ②事業者への補助金(くま賃上げ促進支援金町上乗せ分) ③経済センサスに基づき(県試算町内従業者数813人×10,000円=8,130,000円) ④賃上げを実施した中小企業者	R7.7	R8.1
7	③消費下支え等を通じた生活者支援	緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業	①物価高が続く中で、地域経済の好循環を目指し、町内事業者への受注機会の創出と消費拡大を促すため、住宅改修工事を行う者への支援として、合理的な範囲内で経費の一部を補助金として交付する。 ②町内の住宅設備施工事業者への発注を条件とし、住宅及び店舗の改修等工事費用の上限10万円を補助 ③補助金：600件×100千円=60,000千円 ④玉村町の住民基本台帳に登録され、または外国人登録原票に登録されている者	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯学校給食費支援事業	①給食材料費の高騰が続く中で、保護者に新たな負担を求めることなく当町の独自施策で実施している小中学生の給食費の無償化を継続させるため、給食材料費の高騰分に交付金を活用する。 ②給食材料費高騰分 ③(決算見込額)144,858千円-(当初予算額)138,858千円=(不足額)6,000千円 ④町内の小中学校に通う児童生徒がいる子育て世帯(教職員分除く)	R7.4	R8.3